事　調　第　９５８号
令和８年(2026年)10月29日

一般社団法人
北海道農業建設協会会長　様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

令和８年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

日頃より、農業農村整備事業の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和８年度の地域別最低賃金につきましては、10月１日から順次発効されます。また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

厚生労働省において、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保及び賃金の引上げに資する助成金や補助金、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等取引の改善のための施策（以下「各種賃上げ支援施策」という。）の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報がなされております。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下の会員等への改定額及び各種賃上げ支援施策の周知・広報について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスター等を都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

記

送付資料

（１）令和8年10月19日付け事務連絡「令和8年度最低賃金の改定及び各種賃上げ支援施策に関する周知依頼について」(農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室)

（２）別添１～４

主査（事業契約）
技術指導係